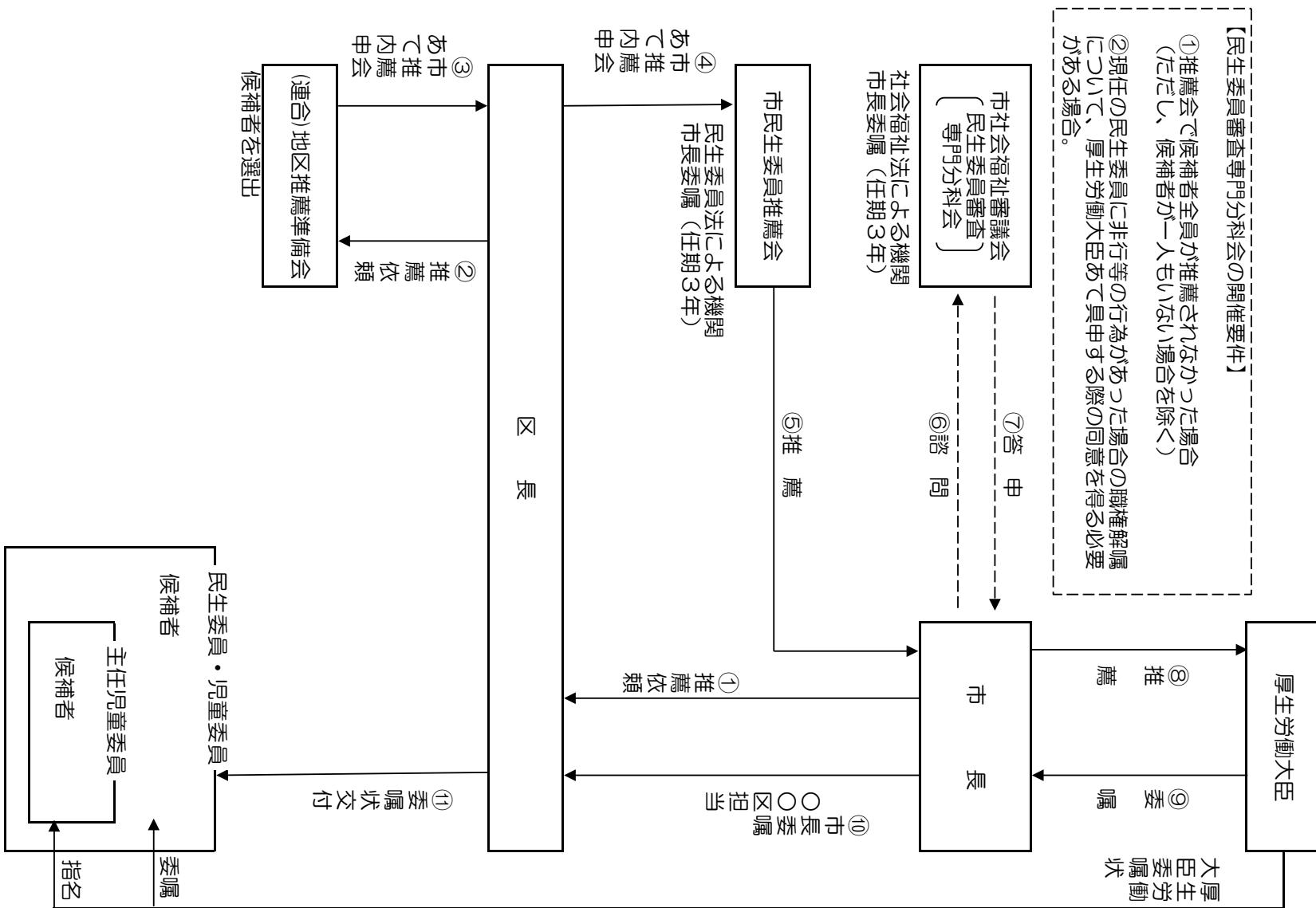


令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
2 月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
	下旬	区連会協力依頼	
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬		
	中旬	区より市推薦会に候補者内申	
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催	
	中旬	厚生労働大臣あて推薦	
	下旬		
7 月	上旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		連合・地区へ推薦依頼
8 月	上旬		
	中旬		
	下旬		連合・地区推薦準備会開催
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		
	中旬		
	下旬		区より市推薦会に候補者内申
11 月	上旬		
	中旬		
	下旬		市推薦会、市審査会開催
			厚生労働大臣あて推薦
12 月	上旬		令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

○厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

○民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000人が活動しています。

○主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500人が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

○日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。

○地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。

○活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【主任児童委員の活動】

○主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

○民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

○区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

【活動費の支給・会費負担】

○給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。

○民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

○民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

○すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 7,500 円 (令和7年度の場合)

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共に事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関プロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関プロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件 ①適任者 令和8（2026）年4月1日	<p>18歳以上で横浜市会議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 ・ その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 ・ 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 <p>◆新任 68歳までの方 (昭和32年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、74歳（昭和26年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 74歳までの方 (昭和26年4月2日以降出生)</p>	<p>◆新任 54歳までの方 (昭和46年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、58歳（昭和42年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p> <p>◆元職 60歳までの方 (昭和40年4月2日以降出生) ※選出が困難な場合に限り、64歳（昭和36年4月2日以降出生）までの方とすることが可能です。</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年（2028）年11月30日まで	
3. 推薦主体 ①設置の単位 ②構成 ③構成員 (推薦人)	<p>地区推薦準備会 主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</p>	<p>連合地区推薦準備会 主に地区連合町内会を単位します。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</p> <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>

	<p style="text-align: right;">民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<p>開催までの準備</p> <p>・候補者の人選 地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> <p>・推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。</p> <p>・開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">開 催</p> <p>①開催条件の確認 自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。</p> <p>②会議の進行 会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。</p> <p>③審議 主に次の点について審議します。 ・適任者の要件を満たしているか。 ・留意事項を確認しているか。 ・年齢要件、居住要件を満たしているか。 ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。</p> <p>④会議録の作成 「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。</p> <p>候補者の内申</p> <p>推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。</p> <p>(1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」 (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」 (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」</p>

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,756	825	3,336	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	340	75	246	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	318	48	225	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	135	20	96	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	195	29	138	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	280	56	192	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	291	35	211	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	299	42	216	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	334	42	224	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	237	32	167	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	280	31	203	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	425	78	290	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	227	33	174	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	331	49	254	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	189	46	118	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	347	74	250	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	164	45	105	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	193	58	116	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	171	32	111	143

* 定数は令和7年12月1日現在